

平成17年10月から

みんなの  
介護保険

# 施設の利用者負担が 変わります



平成17年10月から、介護保険施設の利用者負担が変更になります。

今回の変更ポイントは、介護保険施設の居住費と食費が自己負担になります。所得の低い方に対して、負担限度額を超えた利用額を介護保険から支給します。

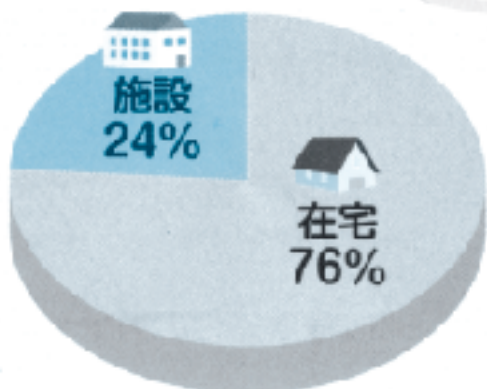
全国の介護保険事業状況報告をみると、保険給付額の約51%を施設利用者（77万人）が、約49%を在宅利用者（243万人）が利用しています。

利用者一人あたりに換算すると、在宅より施設の方が約3倍給付されているということになります。

今回の変更は、この部分を考慮し、施設と在宅の利用者負担の公平性を確保するためのものです。

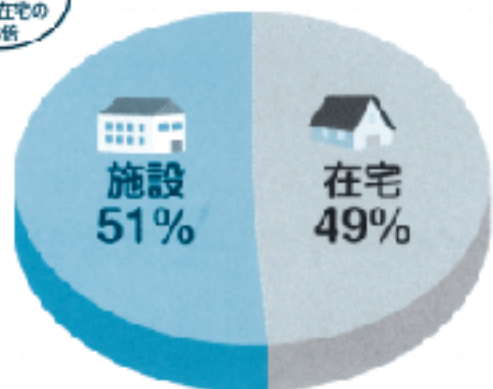
## 介護保険の在宅利用者と施設利用者の割合

利用者数



|       |             |
|-------|-------------|
| 在宅利用者 | 243万人 (76%) |
| 施設利用者 | 77万人 (24%)  |

保険給付額



|       |              |
|-------|--------------|
| 在宅利用者 | 2275億円 (49%) |
| 施設利用者 | 2334億円 (51%) |

(介護保険事業状況報告2004年9月分より)

# 1 施設の利用者負担の改正について

介護保険施設を利用されている方の居住費と食費は原則として自己負担となります



## ショートステイやデイリービスを利用したとき…

ショートステイの居住費・食費は、通所サービスと同様に、収支対等の対象外になります。

- 短期入居型介護(ショートステイ)
- 短期入居型介護(長期型ショートステイ)

⇒ 居住費と食費が自己負担となります



- 通所介護(デイサービス)
- 通所介護(デイケア)

⇒ 食費が自己負担となります



## 対象となる介護保険施設

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設



# 2 改正後の自己負担はどのくらい?

個室が多床室(相部屋)かといった住環境の違いによって自己負担額は変わります。また所得の低い方には、その負担が重くなりすぎないように、所得段階に応じた軽減が用意されています。

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の1カ月の自己負担のめやす(厚生労働省資料より抜粋)

(例) 要介護5の方が多床室を利用した場合

| 利用料内訳                    | 施設サービス料の1割 | 居住費 | 食費       | 合計       |
|--------------------------|------------|-----|----------|----------|
| 第1段階<br>利用料額: 1,750,000円 | 175,000円   | 0円  | 1万円      | 2万5,500円 |
| 第2段階<br>利用料額: 1,750,000円 | 175,000円   | 1万円 | 1万5,000円 | 3万7,000円 |
| 第3段階<br>利用料額: 2,250,000円 | 225,000円   | 1万円 | 2万円      | 5万5,500円 |
| 第4段階<br>利用料額: 2,750,000円 | 275,000円   | 1万円 | 4万5,000円 | 8万5,500円 |

※この例は1日当りの自己負担額です。1カ月の自己負担額は、相部屋に異なります。

(例) 要介護5の方がユニット型個室を利用した場合

| 利用料内訳                    | 施設サービス料の1割 | 居住費      | 食費       | 合計        |
|--------------------------|------------|----------|----------|-----------|
| 第1段階<br>利用料額: 1,750,000円 | 175,000円   | 2万7,500円 | 1万円      | 5万円       |
| 第2段階<br>利用料額: 1,750,000円 | 175,000円   | 2万7,500円 | 1万5,000円 | 5万7,000円  |
| 第3段階<br>利用料額: 2,250,000円 | 225,000円   | 5万円      | 2万円      | 8万5,000円  |
| 第4段階<br>利用料額: 2,750,000円 | 275,000円   | 6万円      | 4万5,000円 | 12万5,000円 |

※この例は1日当りの自己負担額です。1カ月の自己負担額は、相部屋に異なります。

介護保険に関するお問い合わせ

介護福祉課 電話 0299 55 0111